

群馬県奨学のための給付金(国公立)申請手続の御案内

群馬県では、高等学校等における授業料以外の教育費負担を軽減するため、一定の要件を満たす世帯の保護者等に対し、給付金を給付(返済不要)します。

1 対象者

基準日(7月1日)に在籍する高校生等の保護者等で、以下の要件を全て満たす者。

- 1 居住地 保護者等が群馬県内に住所を有すること
- 2 所得基準 生活保護(生業扶助)受給世帯 又は 市町村民税所得割非課税世帯 であること
- 3 高校生等が高等学校等就学支援金の支給認定を受けた者又は 学び直しへの支援事業対象者であること



高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、措置費等(見学旅行費又は特別育成費)の支弁対象となっている場合は、本給付金の給付対象とはなりません。基準日(7月1日)現在、高校生等が休学している場合は、本給付金の給付対象とはなりません。

保護者等が群馬県以外に居住する場合の申請手続については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

2 一人あたりの給付額(年額)

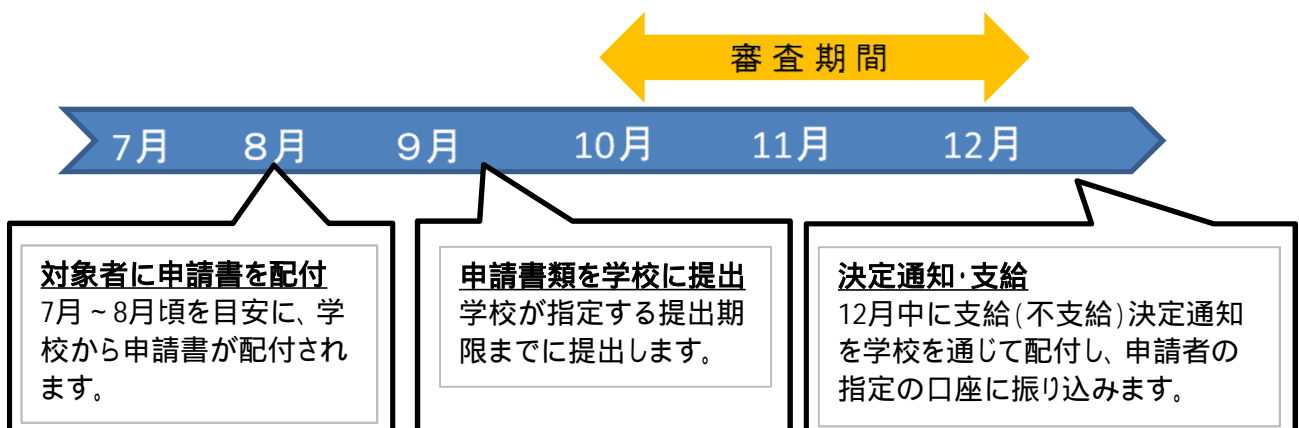
世帯区分		全日制・定時制	通信制
生活保護(生業扶助)受給世帯		32,300円	
市町村民税所得割非課税世帯	第1子	75,800円	36,500円
	第2子以降	129,700円	

- ア 2人以上高校生等がいる非課税世帯の、1人目の高校生等については「第1子」、2人目以降の高校生等については「第2子以降」の給付額となります。ただし、通信制の高校生等がいる場合、通信制以外の高校生等については「第2子以降」の給付額となります。
(例) 兄が全日制高校、弟が通信制高校に通っている場合、兄の給付額は129,700円、弟の給付額は36,500円となります。
- イ 本給付金の給付対象とはならない15歳(中学生除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる非課税世帯については、「第2子以降」の給付額となります。

12月中に一括で、申請者が指定する預金口座へ振り込む予定です。

3 支給の流れ

高校生等が群馬県内の高等学校等に在籍している場合は、学校から対象者に申請書を配付しますので、学校が指定する期限までに4の提出書類により申請してください。



4 提出書類

世帯区分	提出書類
全世帯共通	<p>受給申請書（様式第1号） 振込希望口座の通帳のコピー 表紙の裏ページ見開き部分。 （口座名義（カタカナ）及び口座番号が表示されているページ） <u>用紙サイズはA4とすること。</u> 委任状（様式第5号の1又は様式第5号の2） 申請者本人以外の口座に振り込む場合は場合は、提出が必要。 在学証明書 高校生等が群馬県以外の学校に在籍する場合は、提出が必要。</p>
生活保護（生業扶助） 受給世帯	<p>生活保護受給証明書（平成29年7月1日以降に取得した証明書） 生業扶助の受給の有無が確認できる書類とすること。</p>
市町村民税所得割 非課税世帯	<p>保護者等全員分の平成29年度市町村民税課税（非課税）証明書 <u>所得控除等の内訳が記載されているもの。</u> 群馬県内の高等学校等に在学する高校生等で、高等学校等就学支援金の支給に関する書類として提出している場合は、写しでも可。 <u>ただし、控除対象配偶者として提出を省略した証明書についても、提出が必要。</u> 住民票（平成29年7月1日以降に取得したもの） 保護者等及び高校生等本人と扶養している者全員の表示があるもの。 マイナンバー記載不要。 高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、その者の健康保険証の写し。 全日制・定時制の高校生等を扶養する世帯で該当する場合は、提出が必要。 通信制の弟・妹がいる場合は、その者の在学証明書 全日制・定時制の高校生等を扶養する世帯で該当する場合は、提出が必要。</p>

5 提出期限

在籍する学校	提出先	提出期限
群馬県・埼玉県・栃木県内の 高等学校に在籍	在籍する高等学校等	学校の指定する日
以外の高等学校に在籍	群馬県教育委員会事務局管理課 支援助成係 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 (TEL:027-226-4543)	平成29年9月29日（金）

6 お問い合わせ先

御不明な点がございましたら、在籍している学校の事務室又は
群馬県教育委員会事務局管理課支援助成係(TEL:027-226-4543 FAX:027-243-7774)
までお問い合わせください。